

法人の代表者等と公的保険

法人の代表者または業務執行者は、原則として労働基準法上の労働者に該当しないため、労働者災害補償保険法に基づく保険給付は行われません。また、健康保険法は、業務外の事由による疾病等に関して保険給付を行うこととされているため、業務上の傷病は健康保険の給付対象となりません。したがって、原則として法人の代表者等の業務上の災害等については公的保険からの給付はありません。

法人の役員等の労働・社会保険の取り扱い

労災保険	雇用保険	健康保険・厚生年金保険
代表権・業務執行権を有する役員は、労災保険の対象とならない。 ○ 法人の取締役・理事等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として労働者として取り扱う。 ○ 監査役及び監事は法令上使用人を兼ねることを得ないものとされているが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には労働者として取り扱う。	○ 原則として被保険者とならない。 ○ 取締役で部長・工場長等の職にあって従業員としての身分があり、給与支払の面からみても労働者的性格が強く雇用関係が明確な者は被保険者となる。	役員は代表者を含め、法人に使用される者として扱われ、被保険者となる。 (常勤、非常勤に係わらず経営に参画している場合には、被保険者となる。)

小規模法人の代表者等の健康保険法の暫定的措置（平成15年7月1日からの暫定的措置）

健康保険の被保険者が5人未満の小規模な適用事業所に所属する法人の代表者等については、その事業の実態が個人の事業所と大差ないと考えられることを踏まえ、当面の暫定的な措置として一般の従業員と著しく異なるような労務に従事している方については、業務上の傷病に関しても、健康保険による保険給付が行われます。(平成15年7月1日からの暫定的措置です。)

ただし、法人の代表者等のうち、労災保険法の特別加入となっている方、及び労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる方(いわゆる「兼務役員」)であって、業務上の傷病に関し労災保険による保険給付が行われてしかるべき方に対しては、健康保険の保険給付は行われません。

労災保険特別加入制度

労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としています。特別加入制度は、労働者ではないが労働者に準ずる者に対して、労災保険への加入を認め、労働災害について保護を図ることを目的として創設された制度です。

特別加入の対象者は、「中小事業主等」(従業員を雇用している者/第1種特別加入者)の他に、「一人親方等」(従業員を雇用していない者/第2種特別加入者)、「海外派遣者」(第3種特別加入者)があります。「中小事業主等」で労災保険に特別加入する場合の中小事業主等の条件は、次のイ～ハに該当する者で、かつ、労働保険事務組合に労働保険事務所処理を委託することができるものに限られます(キリン社労士事務所も労災特別加入制度の取扱い窓口になっています。お気軽にご相談ください)。

- イ：金融業、保険業、不動産業、小売業 ⇒ 常時50人以下の労働者を使用する事業主
- ロ：卸売業、サービス業 ⇒ 常時100人以下の労働者を使用する事業主
- ハ：その他の事業 ⇒ 常時300人以下の労働者を使用する事業主

なお、法人の代表者等に対する業務上の事故等に係る補償の対象となるのは、代表者等が実質的に労働者と同じように働いている場合です。原則として、労働者と一緒に働いて、あるいは、時間的、場所的に労働者がいなくても、労働者本来の勤務時間中又はその勤務時間に接続して同じ場所で働いているときです。

法人の代表者等の公的保険の補償範囲

企業規模等 疾病の原因	労災保険特別加入制度(中小事業主等)の加入対象となる場合 労災保険特別加入制度に任意加入していない 健康保険の被保険者数		労災保険特別加入制度に任意加入している	企業規模が大きくて労災保険特別加入制度(中小事業主等)の加入対象とならない場合	個人事業主(※)
	5人未満	5人以上			
業務上	健康保険	公的保険給付なし	労災保険	公的保険給付なし	国民健康保険
通勤途上	健康保険			健康保険	

※ 個人事業主であっても、従業員を雇用し、かつ労働保険事務組合に労働保険事務所処理を委託すれば「中小事業主等」で労災特別加入制度に任意加入することができます。